

志木市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志木市国民健康保険税条例（昭和30年志木市条例第13号）第12条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものである。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第2条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替によるものとする。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、子ども・健康部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年8月28日から施行する。

附 則（令和3年告示第214号）

この告示は、公布の日から施行する。